

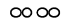
機 構 及 び 事 務 分 掌

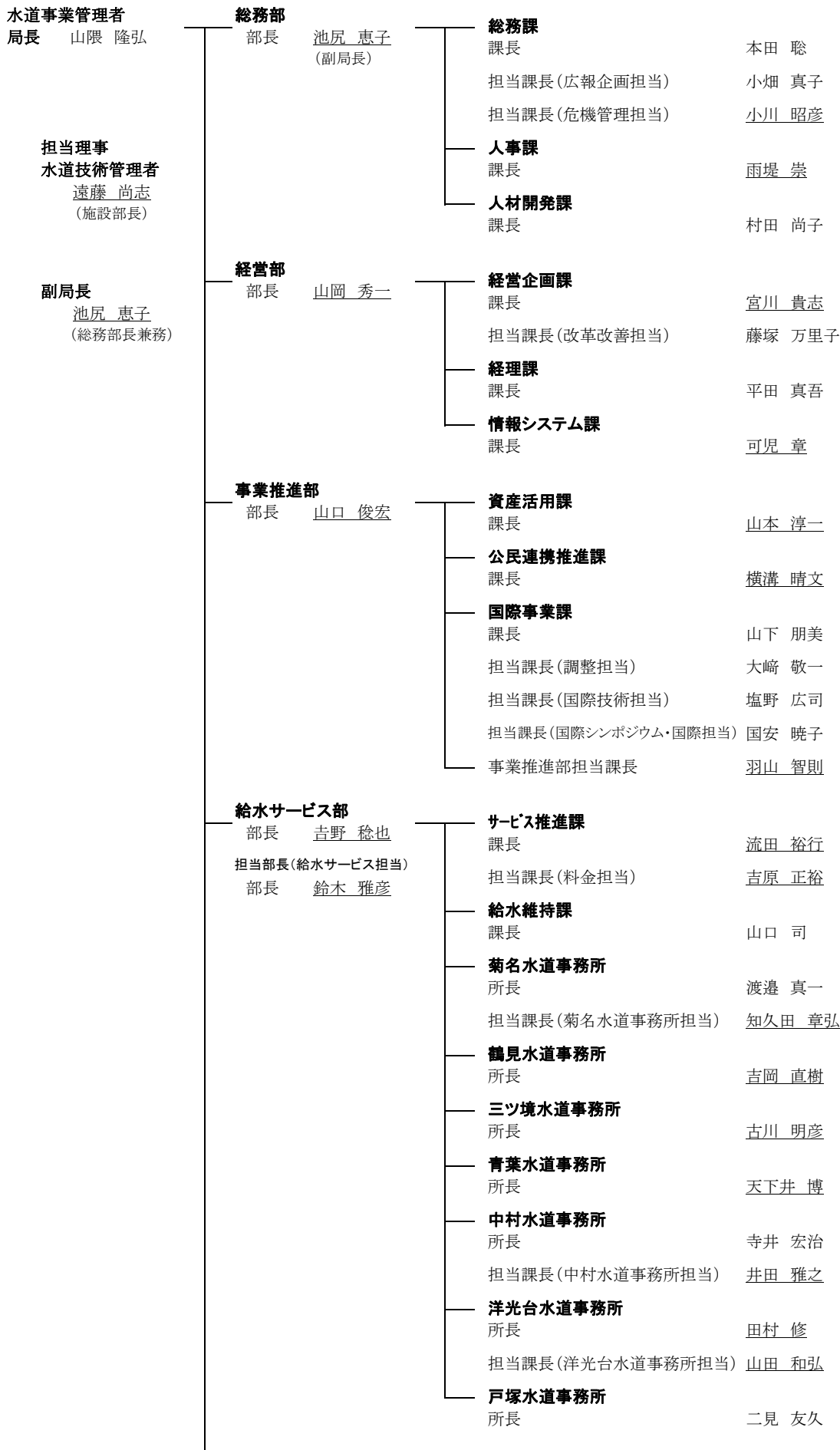
令和元年5月
水 道 局

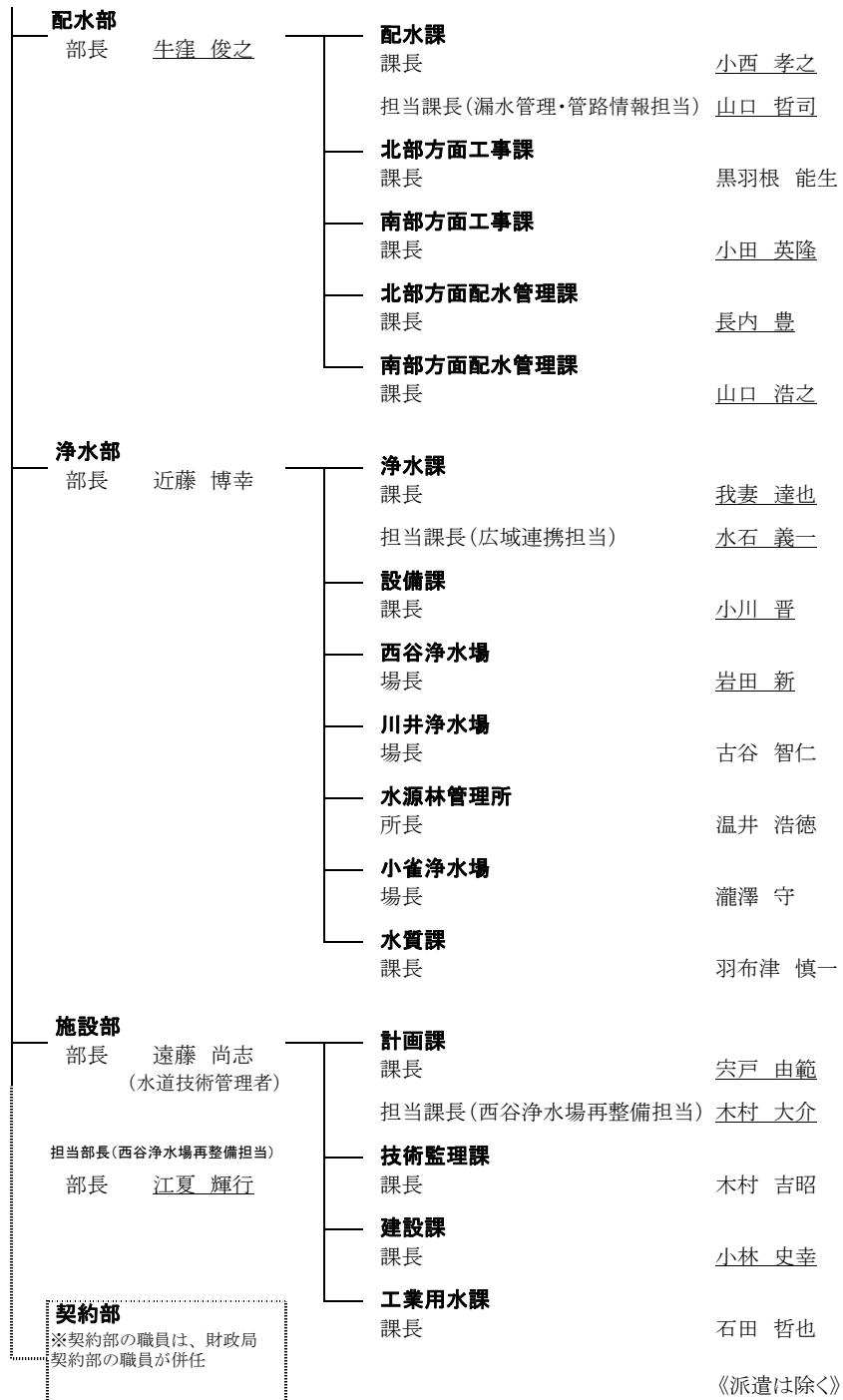
目 次

機 構 図	—————	1 ~ 2
事務分掌	—————	3 ~ 16

水道局機構図(令和元年5月20日現在)

凡例
 ... 異動職員





水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 広報に係る企画、調整等及び広報印刷物の発行に関する事。
- (10) 横浜水道史の編さんに関する事。
- (11) 部内の連絡調整に関する事。
- (12) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

公民連携推進課

- (1) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰の製造に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰を活用する施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 水の日、水道週間等のイベント実施に関すること。

国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

給水サービス部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域との連携の企画、立案、調整及び統括に関すること。
- (3) 横浜水缶の製造に関すること。
- (4) 横浜水缶を活用する施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (5) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (6) お客さま満足度に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (7) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び総合調整に関すること。
- (8) 広聴に関すること。
- (9) 料金事務の総括に関すること。
- (10) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (11) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (12) 水道料金の未納対策に関すること。
- (13) 検針業務及び料金整理業務の委託の総括に関すること。
- (14) 料金支払等の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (15) 料金関連委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。
- (16) 料金実務継承に関すること。
- (17) 料金体系の見直し及び料金改定に関すること。
- (18) 部内業務の情報化等に係る調査研究、企画、開発等に関すること。
- (19) 料金システムに関する業務処理、維持管理等に関すること。
- (20) 料金システムに関する情報セキュリティの評価及び内部監察に関すること。
- (21) 部内の連絡調整に関すること。
- (22) 部内の他の課の主管に属しないこと。

給水維持課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金の総括に関すること。
- (8) 水道メーターに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

水道事務所（菊名、鶴見、三ツ境、青葉、中村、洋光台及び戸塚水道事務所）

- (1) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 市民協働事業に関すること。
- (3) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 工事負担金の徴収に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 応援者受入れ拠点の施設及び設備の点検に関すること（菊名及び青葉水道事務所を除く。）。
- (6) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (7) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (8) 水道料金の減免に関すること。
- (9) 水道料金等の徴収に関すること。
- (10) 検針業務及び料金整理業務の委託に関すること。
- (11) 横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (12) 水道料金滞納者の給水停止処分に関すること。
- (13) 給水装置の開閉に関すること。
- (14) 給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (15) 給水装置台帳に関すること。
- (16) 他機関との連絡調整に関すること。
- (17) 断水及び給水制限の計画、実施及び告知に関すること（配水管理課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (19) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (20) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (21) 給水装置の修繕に関すること。
- (22) 水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (23) 運搬給水等に関すること。
- (24) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。

配水部

配水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

北部方面工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区及び瀬谷区（以下「北部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

南部方面工事課

- (1) 西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

北部方面配水管理課

- (1) 北部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

南部方面配水管理課

- (1) 南部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「青山系統等の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「青山系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

水源林管理所

- (1) 水源林野の施業経営及び管理に関すること。

小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

水道記念館

- (1) 水道に関する資料（以下「資料」という。）の調査、収集、展示及び情報提供に関すること。
- (2) 資料の展示に係る点検及び整備に関すること。
- (3) 歴史的な資料の整理、修復及び保存に関すること。
- (4) 展示品の貸出しに関すること。
- (5) その他水道記念館の管理及び運営に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（水道事務所、配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）
その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）
の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事
（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

令和元年度 事業概要



小学生を対象とした水道管取替え工事見学会



目 次

I	水道局運営方針	1
II	水道事業会計	
	予算概況	2
	水道事業会計予算の施策体系	4
	主要事業	5
III	工業用水道事業会計	
	予算概況	14
	主要事業	14
IV	資料	
	予算概要表	
	水道事業会計	16
	工業用水道事業会計	17
	財政見通し（平成28年度～31年度）〈水道事業会計〉	18
	災害用地下給水タンク・配水池等一覧	19

令和元年度 水道局 運営方針

暮らしとまちの未来を支える横浜の水

I 基本目標

～新しい時代の始まりに、

職員の力を結集して将来の横浜水道の姿を描きます～

II 目標達成に向けた施策

1 安全で良質な水

- ◎浄水場の再整備や水質管理
 - ・道志水源林プラン(第十一期)による水源林の保全
 - ・原水の状況に応じた水質管理
 - ・西谷浄水場の再整備(基本計画の策定)
 - ・相模湖系導水路の改良(基本設計)

2 災害に強い水道

- ◎施設の更新・耐震化や災害対応力の強化
 - ・水道施設における豪雨対策
 - ・民間事業者や他都市と連携した災害対応力の強化
 - ・水道施設の更新・耐震化と耐震給水栓の整備
 - ・大口径バルブ等の保守点検及び漏水調査の強化

3 環境にやさしい水道

- ◎夏の暑さ対策や環境に配慮した取組
 - ・ミスト装置設置支援による夏の暑さ対策
 - ・環境に配慮した配水ポンプ設備への更新
 - ・小水力発電設備の設置検討
 - ・ボランティアや企業・団体と協働した水源林整備

4 充実した情報とサービス

- ◎水道事業のPRやCS向上
 - ・出前水道教室や工事現場見学会等の実施
 - ・基幹システムの更新と情報システムの全体最適化
 - ・指定給水装置工事事業者制度の更新制度導入
 - ・スマートメーター(自動検針システム)のモデル地区への導入

5 国内外における社会貢献

- ◎市内中小企業の振興や国際貢献の推進
 - ・市内中小企業振興と技術力向上支援
 - ・世界的スポーツイベントにおける水道水のPR
 - ・国際シンポジウムの開催と海外水ビジネスの展開支援
 - ・横浜ウォーターと連携した国内外水道事業の課題解決

6 持続可能な経営基盤

- ◎料金体系と次期中期経営計画の取りまとめ
 - ・審議会答申を踏まえた料金体系の取りまとめ
 - ・将来を見据えた次期中期経営計画の策定
 - ・若手、中堅職員などへの着実な技術・ノウハウの継承
 - ・適切な事務執行と確実な料金徴収

III 目標達成に向けた組織運営

今年度は、「横浜市水道料金等在り方審議会」からの答申を踏まえ料金体系の方向性を取りまとめるとともに、来年度からの新たな中期経営計画を策定する大変重要な年です。

横浜水道を確実に将来につなげるための料金体系、次期計画について、新しい時代の始まりにふさわしく、前例にとらわれることなく将来の視点を持って活発に議論するとともに、職員一人ひとりが次のとおり取り組みます。

- 全ての業務を再点検するとともに、徹底した経費削減に取り組むほか、局保有資産の有効活用を進めるなど財源確保に努めます。
- これまで培ってきた技術・技能やノウハウをしっかりと次世代に継承していくために、「教える意識」と「学ぶ意識」をもって日々の業務にあたります。
- ICTの活用や公民連携を進めることで経営の効率化や事業効果の最大化を図ります。
- ワークライフバランスを意識し、日々の業務の進め方や働き方の見直しに徹底して取り組みます。

予算概況

人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、深刻化する人材不足など全国の水道事業が直面する課題に対応し基盤強化を図るため、平成30年12月に水道法が改正されました。

このような事業環境の下、公営企業として将来にわたって市民の皆様へ安全な水を安定してお届けするため、令和元年度は、これまで以上に精緻なアセットマネジメントに取り組むとともに、元年秋に出される「横浜市水道料金等在り方審議会」からの答申を踏まえ、年度内に料金体系の在り方を取りまとめていきます。また、2年度からスタートする次期中期経営計画の策定を進め、経営基盤の強化を図ります。

さらに事業活動として、地震や豪雨で被災した地域への支援活動により得られた教訓を踏まえ災害対応力を強化するとともに、水道施設の更新・耐震化を推進するほか、徹底した経費削減や資産の有効活用により財源を確保し、環境保全やお客さまサービスの拡充、国内外の社会貢献などに取り組みます。

施策や事業の実施にあたっては、人材育成や技術継承を基本としながら、ICTや民間の力を最大限活用することで経営の効率化を図るとともに、市内企業の育成や経済の活性化に繋げていきます。

(1) 水道料金収入

過去3年間の直近実績をベースに消費増税やうるう年の影響を踏まえ、30年度予算の689億円に比べ14億円増収（消費税抜きでは9億円の増収）となる703億円を計上しています。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

高度経済成長期に拡張・増強した水道施設の老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化が大きな課題となっています。

このため、アセットマネジメントの考え方にに基づき施設の適正な維持保全を図るとともに、配水管や基幹施設の計画的な更新・耐震化を推進します。

また、近年の異常気象による豪雨災害への対策に取り組むほか、災害時の応急復旧作業の効率化に向けたICTの活用や横浜市管工事協同組合等との連携により、災害対応力を強化します。

これらの取組を進めるため、30年度予算と同額の370億円の※施設等整備費を確保しています。

※施設等整備費：修繕費等(収益的支出)と建設改良費等(資本的支出)の合計

(3) 環境保全・お客さまサービス・社会貢献のための予算の計上

市全体で取り組む夏の暑さ対策として、市民の集まる場所でのミスト装置設置を支援するため、水道料金の減免などに取り組みます。また、エネルギー効率に優れたポンプ設備への更新等により、環境に配慮した施設整備を進め、SDGs未来都市として環境保全活動に貢献します。

さらに、ラグビーワールドカップ2019TMなどの機会を捉え、横浜水道を国内外にPRするとともに、ICTの活用等によりサービスの向上に努めるほか、2年度の新市庁舎移転に向け関係局と準備を進めます。

これらに加え、市内経済の活性化により一層取り組むとともに、横浜ウォーター株式会社と連携して横浜水ビジネス協議会会員企業の海外水ビジネス展開や国内水道事業体への支援活動を推進します。

なお、国内外の水道の専門家が集う「水道技術国際シンポジウム」を7年ぶりに横浜で開催します。

(4) 持続可能な経営基盤

ベテラン職員の技術・ノウハウを着実に次世代へ継承するとともに、様々な視点から全ての業務を見直すことにより、人件費や工事費など、徹底した経費削減に取り組むほか、局保有資産の有効活用を進めるなど財源確保に努めます。

また、外部有識者による審議会での議論や答申を踏まえ、年度内に本市にふさわしい料金体系の在り方を取りまとめます。

(5) 純損益、累積資金残額と企業債残高

委託料や動力費等物件費の増加等に伴い、当年度純損益は、30年度に比べ11億円減となる54億円の純利益を計上しています。

累積資金残額は、純利益の減等に伴い180億円となる見込みです。この資金残額は、今後、西谷浄水場の再整備や相模湖系導水路の改良などに数百億円規模の工事費が必要となるため、従来の建設改良積立金とは別に特別積立金を設けるなど使い道の明確化を図っていきます。

なお、企業債残高につきましては、12億円減の1,554億円となる見込みです。

【業務の予定量】

区 分	令和元年度	平成30年度	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,885,000戸	1,869,000戸	16,000戸	0.9
年 間 総 給 水 量	412,067,000m ³	411,105,000m ³	962,000m ³	0.2
1 日 平 均 給 水 量	1,126,000m ³	1,126,000m ³	0m ³	0.0
職 員 数	1,520人	1,540人	△ 20人	△ 1.3

※「職員数」は、再任用職員等を含む常勤職員の見込み人数

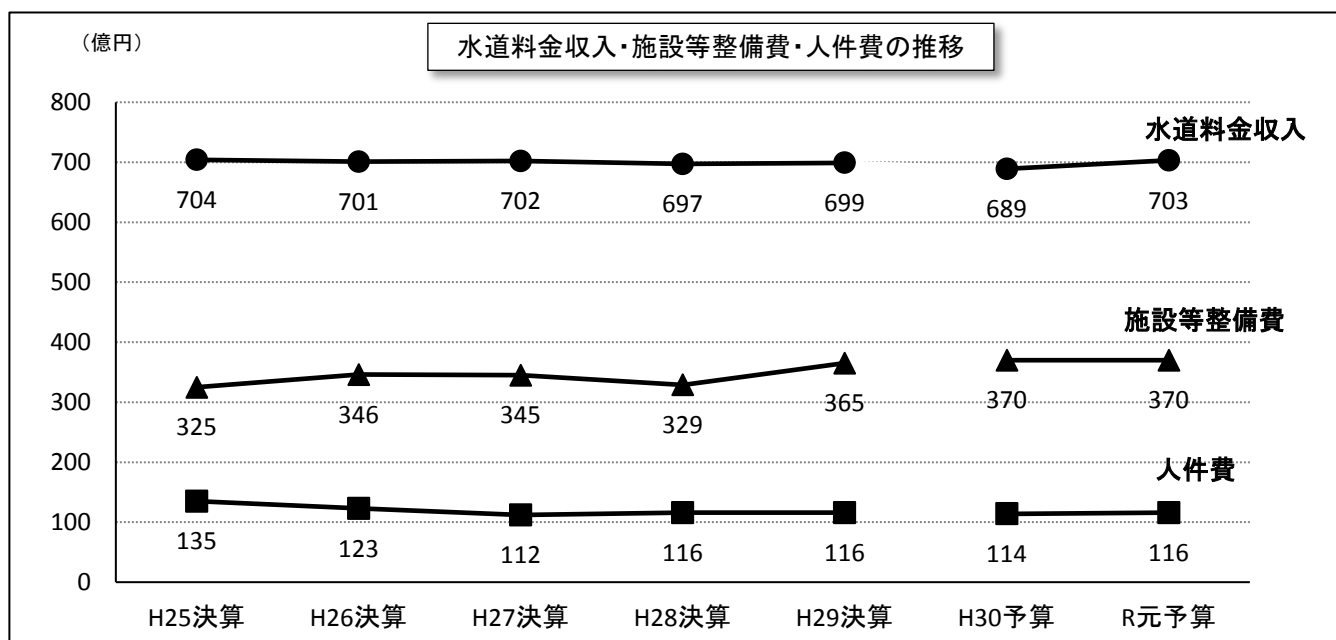
【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	令和元年度当初予算	平成30年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	86,614	85,256	1,358	1.6
うち水道料金	70,283	68,930	1,353	2.0
収益的支出	79,335	77,023	2,312	3.0
うち人件費	11,599	11,410	189	1.7
うち物件費等	26,018	24,390	1,628	6.7
うち動力費	2,601	2,382	219	9.2
うち修繕費等	10,251	9,871	380	3.9
うち企業団受水費	16,639	16,404	235	1.4
うち支払利息等	2,722	2,970	△ 248	△ 8.4
うち特別損失	35	35	0	0.0
差 引	7,279	8,233	△ 954	—
当 年 度 純 損 益	5,361	6,485	△ 1,124	—
資本的収入	13,930	14,283	△ 353	△ 2.5
うち企業債	11,642	11,797	△ 155	△ 1.3
資本的支出	39,647	40,047	△ 400	△ 1.0
うち建設改良費等	26,747	27,150	△ 403	△ 1.5
うち企業債償還金	12,865	12,862	3	0.0
差 引	△ 25,717	△ 25,764	47	—
当 年 度 資 金 収 支	△ 1,321	△ 1,177	△ 144	—
累 積 資 金 残 額	17,970	19,291	△ 1,321	—
企 業 債 残 高	155,380	156,603	△ 1,223	—

注(1) 平成30年度当初予算の累積資金残額及び企業債残高は、29年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。

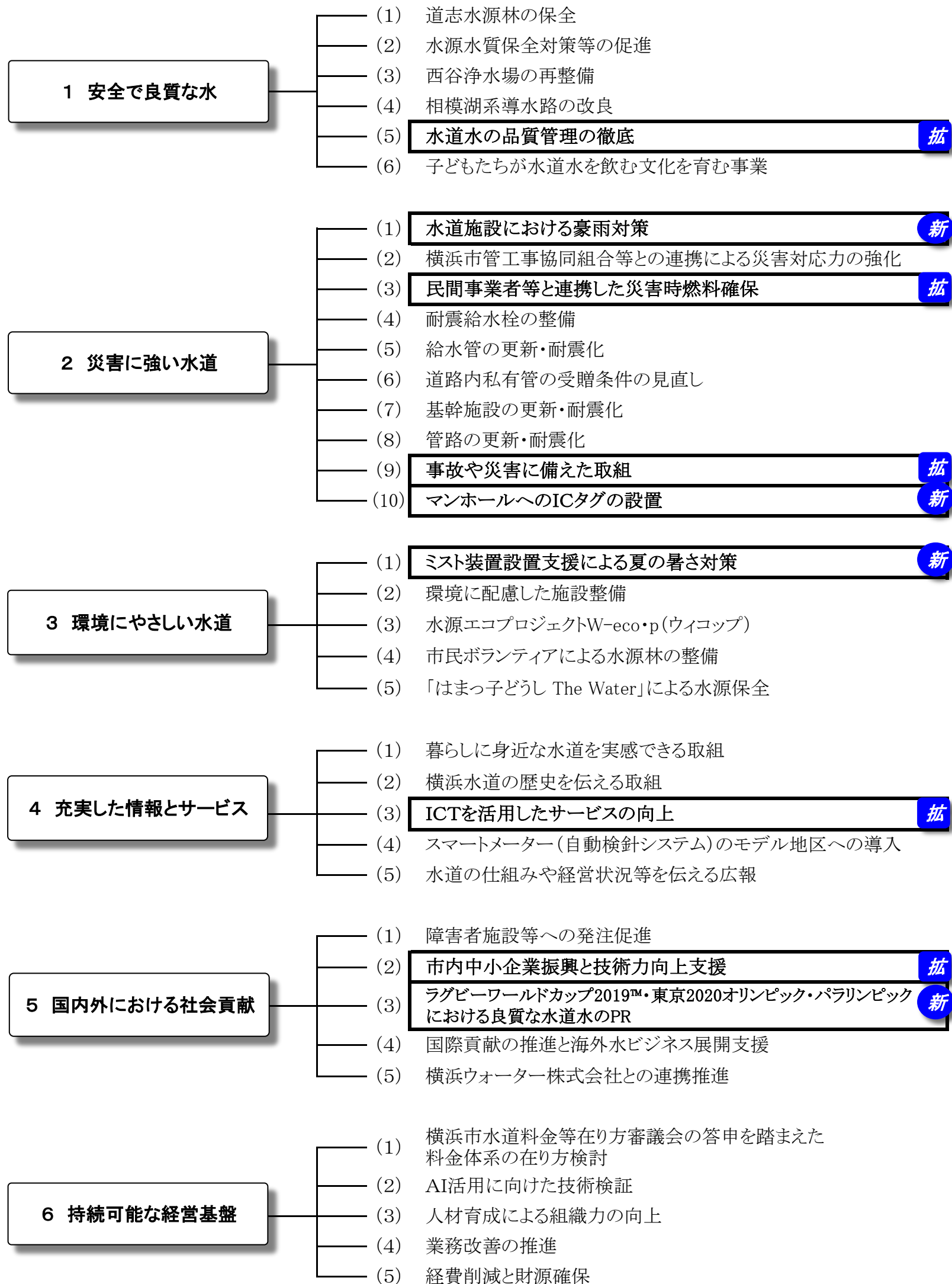


令和元年度水道事業会計予算の施策体系

新 は新規事業 **拡** は拡充事業

〔中期経営計画（平成28年度～31年度）
における施策目標〕

〔 主要事業 〕



主要事業

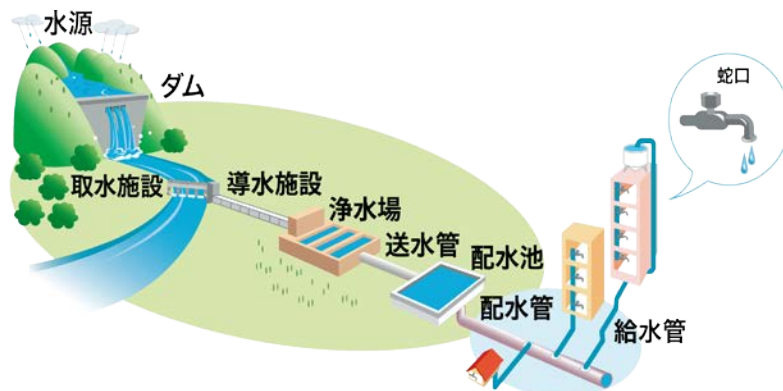
新 は新規事業

拡 は拡充事業

1 安全で良質な水

() 内は前年度予算額

水源から 蛇口まで



(1) 道志水源林の保全

4,300万円
(7,836万円)

山梨県道志村に水道局が所有する水源林（2,873ヘクタール 村の総面積の約36%）について「道志水源林プラン（第十一期）」（平成28～令和7年度、2016～2025年度）に基づき、計画的に管理・保全を進め、※水源かん養機能の向上を図ります。



道志水源林

- 水源林手入れ作業委託
(元年度整備面積 71ha)

※水源かん養機能

水源林が持つ「水を蓄える」「水を浄化する」「洪水を緩和する」という3つの機能

(2) 水源水質保全 対策等の促進

3億8,219万円
4億7,011万円

神奈川県等関係利水者と共同で、相模湖及び津久井湖に設置した※エアレーション装置により水道水のカビ臭の原因となるアオコの増殖を抑制します。

また、相模湖に流入する土砂を取り除くことにより、貯水容量の確保を図ります。

※エアレーション装置

水中に空気を送り込み、湖の水を循環させる装置

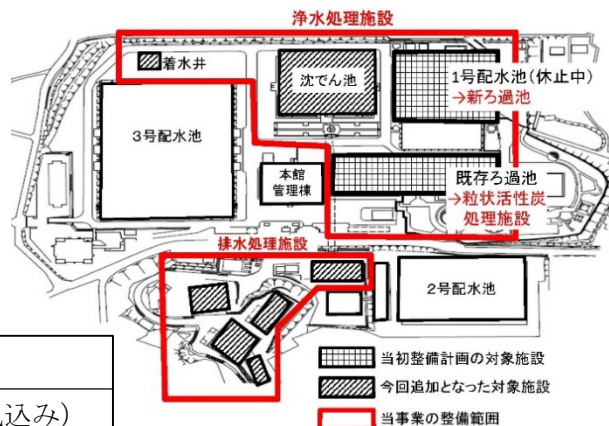
(3) 西谷浄水場の再整備

5,711万円
(1,142万円)

西谷浄水場は、ろ過池の耐震化や水源である相模湖の藻類による臭気への対応を強化するとともに、相模湖系水利権水量の全量処理を可能とするため、再整備に取り組んでいます。

平成30年度は、全体最適の視点に立って、検討する施設の範囲を当初の基本計画より広げ、導水路・浄水処理施設・排水処理施設について費用対効果や給水の安定性、維持管理性など様々な角度から再検討し、整備案をとりまとめました。

この整備案をベースに、令和元年度末までに基本計画を見直し、4年度の工事着工を目指します。



西谷浄水処理施設再整備範囲

[事業概要]

- ・事業期間 平成28～令和22年度（2016～2040年度）（見込み）
R 4 工事着工
R 14 相模湖系水量全量処理施設完成
R 22 粒状活性炭処理施設完成
- ・総事業費 約681億円（見込み）

(4) 相模湖系導水路の改良

2億6,515万円
(542万円)

再整備によって増強される西谷浄水場の能力を早期に最大限発揮できるよう、※相模湖系導水路の一部に新たな導水路を布設し、導水能力や耐震性の向上を図ります。

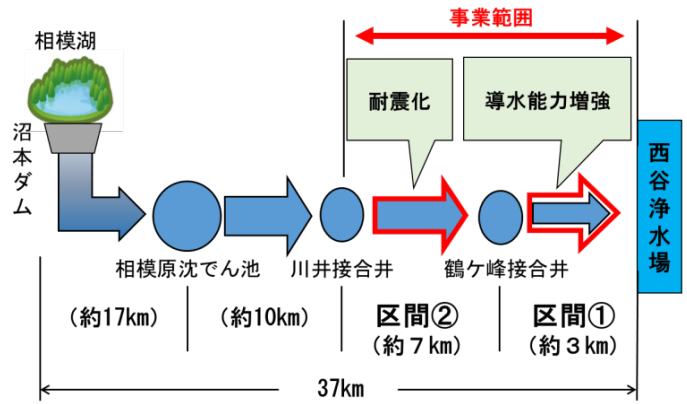
●相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良 基本設計・地質調査業務委託

※相模湖系導水路

相模湖（沼本ダム）から西谷浄水場へ原水を送る37kmの導水路、昭和27年完成（布設66年経過）

[事業概要]

- ・事業目的 導水能力増強（区間①）
耐震化（区間②）
- ・事業期間 平成29～令和14年度
(2017～2032年度)（見込み）
- ・布設延長 約9km（現在延長10km）
- ・布設口径 2,400mm
- ・総事業費 約300億円（見込み）



拡 (5) 水道水の品質管理の徹底

2億6,511万円
(4,382万円)

国際規格である ISO9001 の認証とともに、水質検査技術の確立や検査機器の適切な整備等により、※水道 GLP を取得しています。国が定める「水質基準値」よりも厳しい「水質管理値」を独自に設定することにより、高い水準で安全で良質な水を製造します。

また、近年夏場を中心に、道志川の原水でカビ臭物質が検出されているため、新たに青山沈でん池に活性炭注入設備を設置します。



水質検査の様子

●青山活性炭注入設備新設工事（設計委託）

※水道 GLP (Good Laboratory Practiceの略)
公益社団法人日本水道協会が定めた水質検査結果の精度と信頼性の保証を確保するための認定基準

(6) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

6,800万円
(6,800万円)

子どもたちが冷たくて良質な水を飲むことができるよう、教育委員会事務局が改修を予定している学校に対し、屋内水飲み場の直結給水化費用を助成します。



蛇口から水を飲む子どもたち

令和元年度 予定助成対象校 17校
令和元年度末 改修累計見込 316校
(平成30年4月1日現在
市立小・中学校等 498校)

コラム

直結給水の促進及び受水槽施設に対する取組

受水槽を経由せず配水管から直接給水する方式に切り替えることで、より安全で良質な水をご利用いただけます。

受水槽を利用しているお客さまに直結給水への切り替えを呼びかけるとともに、安全で衛生的な水道水を利用できるよう、受水槽の維持管理について、健康福祉局と連携し、指導・助言を行います。

直結給水への切り替え（イメージ）



2 災害に強い水道

新 (1) 水道施設における豪雨対策

2,474万円

これまでの災害対策は大規模地震への対応が中心でしたが、西日本における「平成30年7月豪雨」による被害状況を踏まえ、土砂災害や河川氾濫等の豪雨被害のリスクに備えます。

特に、被災の可能性が高い上流施設について被害程度や対策案の検討を進めるとともに、ポンプ場への浸水防止対策を図ります。

- 被害影響・対策等の調査検討：3施設
(鮑子取水口、青山沈でん池、寒川取水ポンプ場)
- ポンプ場浸水防止工事：5施設(市内配水ポンプ場等)



平成30年7月豪雨による浄水施設の被災状況
(愛媛県宇和島市)

(2) 横浜市管工事協同組合等との連携による災害対応力の強化

4,801万円
(5,571万円)

発災時に予め取り決められた災害時給水所等へ工事事業者が参集し、応急給水に協力していただけるよう、横浜市管工事協同組合と災害協定を締結しています。協定の実効性を高めるため、応急給水資機材の保守点検を行っている事業者の方々

に当該給水所等の防災訓練に参加していただいています。このほか、横浜市建設コンサルタント協会等4団体と合同で防災訓練を実施するなど、様々な団体との連携強化を推進します。

また、地域の皆様が主体的に応急給水ができるよう、災害用地下給水タンクや給水車等を利用した給水訓練を継続します。これらに加え、飲料水の運搬体験を通じて水の重さや運ぶことの大変さを感じていただくなど飲料水備蓄の重要性等をお知らせします。

- 災害時給水所(災害用地下給水タンク、緊急給水栓)等の保守点検 552か所



防災訓練の様子

拡 (3) 民間事業者等と連携した災害時燃料確保

571万円
(720万円)

災害時等に浄水場などの自家発電設備に使用する3日分の燃料を確実に確保できるよう、民間の燃料供給事業者と備蓄協定を平成30年3月に締結しました。この実効性を高めるため、燃料供給訓練を継続するとともに、発災時に浄水場へ燃料を運ぶ民間事業者のローリー車を緊急通行車両に指定しました。

また、業務用車両への給油については、「横浜水道 安全・安心 パートナー(燃料供給)」制度による協力体制を継続します。

なお、本市が被災した際、全国から応急給水活動に駆けつける他都市の給水車については、消防局が所有する自家用給油取扱所で給油できるよう協力を求めます。

事業者による燃料油備蓄量

施設名	油種	備蓄量※
西谷浄水場	軽油	14,000ℓ
川井浄水場	白灯油	95,000ℓ
小雀浄水場	白灯油	
寒川取水事務所	白灯油	

※備蓄量=3日分の必要量-浄水場等での備蓄量



燃料供給訓練の様子

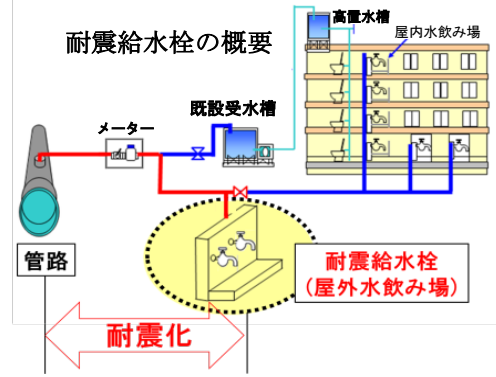
※横浜水道 安全・安心 パートナー：地震災害等に不足する燃料の供給や修繕材料の供給に関して事業者に協力いただく登録制度

(4) 耐震給水栓の整備

200万円
(200万円)

災害時に飲料水を確保する災害用地下給水タンクや学校受水槽などの施設が設置されていない46か所の地域防災拠点において応急給水が可能となるよう、配水管から屋外水飲み場まで耐震化する「耐震給水栓」の整備を総務局や教育委員会事務局と共同で進めます。

また、活用が可能な学校受水槽 234か所（平成31年2月現在）については、応急給水活動が速やかに行えるよう、給水車から水を受けるタンクとして使用します。



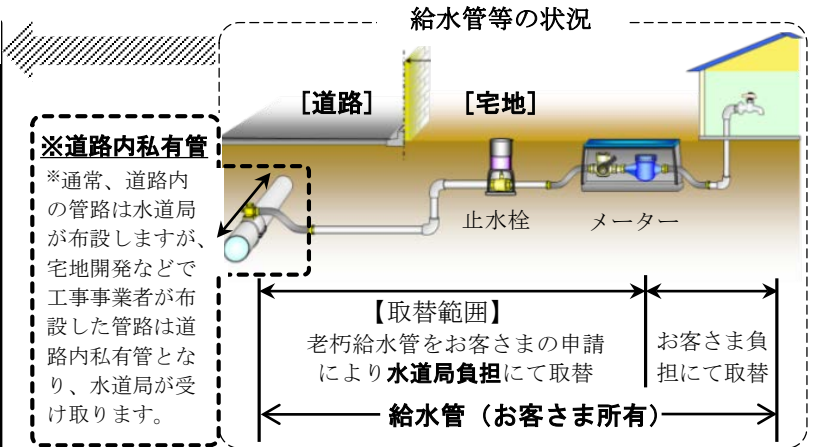
- 耐震給水栓 5 か所設置（平成30～令和 5 年度（2018～2023年度）で全46か所設置予定）

(5) 給水管の更新・耐震化 2億円 (2億円)

給水管はお客様の所有ですが、老朽化により漏水事故の原因となっているほか、震災発生時には水道復旧の遅れなどが想定されます。

このため、お客様からの申請に基づき、水道メーターまでの給水管を水道局の費用で耐震性に優れた給水管（ステンレス管）へ改良します。

また、令和2年度から給水管で使用する管種を耐震管や耐震性に優れたステンレス管に限定し、給水管の耐震性の向上を図ります。



令和2年度以降の指定管種	
給水管	ダクタイル鋳鉄管・ステンレス鋼管
道路内私有管	ダクタイル鋳鉄管

(6) 道路内私有管の受贈条件の見直し

36万円
(147万円)

宅地開発などで開発事業者が道路内に布設した管路（私有管）は、大半が水道局に譲渡され、水道局がその後の維持管理を行うこととなります。毎年約20km譲渡されますが、そのうち約17kmは非耐震管（耐用年数40年）が使われているため、耐震化率が上がらない要因の一つとなっているほか、40年後の更新時には約22億円の費用が必要となります。

令和2年度から受贈条件を耐震管（耐用年数80年）のみに変更することで、災害時における水道水の安定供給や将来の更新費用の削減を図ります。

- 令和2年度実施に向け工事事業者に対する研修及び周知

(7) 基幹施設の更新・耐震化

<一部再掲>
37億4,598万円
(42億4,321万円)

基幹施設には、取水・導水施設、浄水場、配水池などがあり、これらの施設の多くは高度経済成長期に建設され老朽化が進んでいるため、アセットマネジメントの考え方に基づき更新・耐震化を進めます。また、ポンプなどの電機設備や流量などを測定・制御する計装設備についても、計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。

このほか、公民連携手法の導入可能性について引き続き検討を進めるとともに、配水池の長寿命化を図るためコンクリートの劣化状況調査を行います。



- 金沢ずい道配水池管路化工事 等施設の更新・耐震化（15億1,782万円）
- 西谷排水処理施設計装設備改良工事 等設備の更新（22億2,816万円）

ずい道配水池管路化後のイメージ写真（日野ずい道）

(8) 管路の更新・耐震化

223億6,640万円
(222億7,800万円)

総延長約9,200kmの送・配水管のうち、昭和40年代に布設し、更新時期を迎えている約2,400kmを中心に、老朽化した配水管を計画的に耐震管に更新するとともに、新たな管網を整備します。特に、地域防災拠点や新市庁舎等災害時に重要となる拠点施設につながる管路、腐食性土壌に埋設された管路については、優先的に更新します。

更新・新設にあたっては、耐震管を採用するとともに、水需要に見合った管口径へのダウンサイジングを進め、工事コストの縮減を図ります。

また、更新工事で撤去した管体や弁類の老朽度を調査し、更新時期の前倒し・先送りなど効率的・効果的な更新計画に反映します。

なお、配水管工事の際、商店街など断水が困難な地域を対象に※凍結工法を試行し、断水エリアの縮小を図ります。

- 老朽管更新延長 110 km
 - 〔うち・腐食性土壌対策 7.3 km〕
 - 〔 ・重要拠点施設 15か所 5.6 km〕
- 管網整備延長 2.3 km

※凍結工法

管路の布設替え工事等の際、液体窒素等によって配管内の水を凍結させ、作られた氷の塊をバルブ（止水栓）の代わりとする工法。バルブがない箇所でも止水することができ、断水の範囲を最小限に抑えることができる。

<水道施設の耐震化率>

	H30年度末 見込み	R元年度末 予定
浄水施設	43%	43%
配水池等	96%	96%
※基幹管路 (耐震適合率)	68%	68%
送・配水管全体	27%	28%

※基幹管路（耐震適合率）

導水管、送水管及び口径400mm以上の配水管のうち、耐震管及び、布設された地盤の性状により耐震性があると評価できる管・継手の割合（総延長：1,054km）



凍結工法の実演

拡 (9) 事故や災害に備えた取組

4億3,472万円
(1億7,993万円)

口径400mm以上の大口径の管路は、一旦漏水事故が起こると広範囲に断水が発生するとともに、周辺に大きな二次災害を及ぼす恐れがあります。このため、大口径バルブの計画的な点検を強化するとともに、漏水箇所の特定が難しい大口径管路の漏水調査手法について民間企業と共同で研究を進め、事故を未然に防ぎ、水道水の安定供給を図ります。

また、水道管など災害時の応急復旧材料の備蓄方法について、配水管更新時に順次使用していくローリングストック法に見直します。

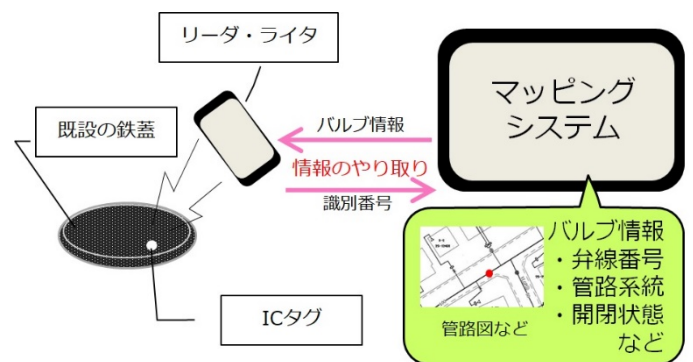
- 大口径バルブ保守点検委託等（3億5,172万円）
- 漏水調査作業委託等（8,300万円）

新 (10) マンホールへのICタグの設置

200万円

熊本地震の支援活動における経験を踏まえ、他都市からの応援者がバルブ情報を確認できるよう、既設のマンホールに取り付けるICタグを民間企業と共同で開発し、令和元年度に試行的に設置します。

2年度更新予定のマッピングシステムとICタグを連携させることで、本市が被災した際、他都市応援者が配管系統やバルブの状態等を現場で確認することが可能となります。



システムの概要（イメージ図）

3 環境にやさしい水道

新 (1) ミスト装置設置支援による夏の暑さ対策

270万円

経済局等関係区局と連携して、商店街のほかラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピックの試合会場周辺などでミスト装置の設置を支援します。

●水道管工事費の補助、水道料金の減免（7か所を予定）



ミスト装置の例

(2) 環境に配慮した施設整備

＜一部再掲＞
11億3,699万円
(14億1,726万円)

エネルギー効率のよい水道システム構築のため、川井浄水場に続き、もう一つの自然流下系である西谷浄水場の再整備や相模湖系導水路の改良を進めます。

また、配水ポンプ設備をエネルギー効率の良い※VVVF制御方式の機器へ順次切り替え、CO₂排出量の削減を推進します。

※VVVF制御方式
電圧と周波数を同時に変化させ、電動機の回転数を制御する方式

●保木ポンプ場ポンプ設備更新工事 ほか

コラム

資源の有効活用

＜道志水源林木材の活用＞

帯状間伐等の試行により林産物売却の契約を結び、間伐材の活用を進めてきました。今後は、伐採地に植えた苗木の生育状況等を検証しながら、水源林の保全や間伐材の活用を図ります。また、新市庁舎への道志水源林木材の活用に向け、関係局との調整を進めます。

※帯状間伐：一定の面積を帯状に皆伐した地に水源かん養機能の高い広葉樹を植栽し育成を図る間伐方法

＜再生可能エネルギーの活用＞

浄水場や配水池等では、水力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に活用しており、今後、新たな小水力発電設備について設置を検討します。

再生可能エネルギー整備状況（平成30年度末）

	年間予想発電量	※一般家庭換算
小水力発電	4,025千kWh	1,349軒
太陽光発電	1,650千kWh	552軒

※一般家庭換算係数は、東京電力（株）平成27年度公表数値を使用

(3) 水源エコプロジェクトW-eco・p（ウィコップ）

ウィコップは企業や団体と協働して水道局が所有する道志水源林の保全を行う取組です。

企業・団体の皆様の寄附金を道志水源林の整備に活用するとともに、協働して水源保全の大切さをPRします。

●令和元年度整備面積 19.2ha 平成21～令和元年度（2009～2019年度）累計 195.86ha

(4) 市民ボランティアによる水源林の整備

957万円
(957万円)

水道局と「NPO法人 道志水源林ボランティアの会」等が共に協力しながら水源地道志村の民有林（約4,600ヘクタール）のうち約4ヘクタールを整備します。

この活動には、市民・企業等からの寄附金や「はまっ子どうしThe Water」の売上

金の一部などからなる「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。



ボランティアによる間伐作業

(5) 「はまっ子どうし The Water」による水源保全

1億108万円
(9,685万円)

「はまっ子どうし The Water」の販売やイベント等の取組を通じ、水源地道志村と横浜市とのつながりや水源保全の大切さをPRします。売上金の一部は、道志水源林の整備やアフリカ諸国への支援に活用します。

なお、令和元年度に横浜市で開催される第7回アフリカ開発会議をPRするため、特別ボトルを製造・販売しています。



横浜市オフィシャルウォーター「はまっ子どうしThe Water」(TICAD7ボトル)

4 充実した情報とサービス

(1) 暮らしに身近な水道を 実感できる取組

小学生への出前水道教室や、地域の高齢者団体等への出前水道講座を実施します。

また、菊名ウォータープラザまつりなどのイベント開催により、水道事業を積極的にPRします。



菊名ウォータープラザ
まつりの様子

2,612万円
(2,290万円)

(2) 横浜水道の歴史を 伝える取組

日本初の近代水道として明治20（1887）年に誕生した横浜水道の歴史をお客さまと共有すべき重要な財産と捉え、水道事業について理解を深めていただけるよう歴史を伝える取組を進めます。

●「横浜水道130年史」の発行
(令和元年度末完成予定)

<一部再掲>
4,320万円
(316万円)

【拡】(3) ICTを活用したサービスの向上

最新のICTの活用により、検針から料金徴収までを管理している「料金事務オンラインシステム」や配水管路の布設状況を管理するための「マッピングシステム」の更新に着手しています。従来は、システム毎に専用サーバを設置していましたが、今後は、クラウドコンピューティングの活用やサーバの共通基盤化等により、局内情報システムの全体最適化を進めます。

これにより、運用コストを削減（個別サーバ構築に比べ年5,000万円）するとともに、データ連携・交換機能を構築し、業務効率やお客さまサービスの向上を図ります。

7億8,338万円
(4億4,600万円)

コラム

給水装置工事関連業務の変更

《指定給水装置工事事業者制度に更新制度の導入》

平成30年12月の水道法改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）が導入され、令和元年10月に施行されます。事業者の資質の維持・向上を目指し、円滑な更新手続きを確立します。

《電子申請の試行実施》

横浜ウォーター株式会社に委託している2か所の水道事務所（洋光台、三ツ境）における給水装置工事の審査業務について、従来の窓口申請に加えて電子申請を試行的に実施し、工事事業者の利便性の向上や業務の効率化を目指します。

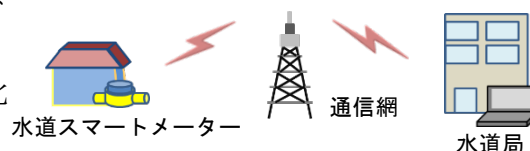
(4) スマートメーター（自動検針システム） のモデル地区への導入

3,700万円
(900万円)

自動検針システムの実用化を目指し、*スマートメーターをモデル地区に導入し、水道事業の効率化やお客さまサービスの向上にどのように活用できるか検討します。

また、スマートメーターは、初期導入コストが高いことが課題となっています。そこで、大都市間での仕様の統一を図ることでスケールメリット

を生み出せるよう、他都市との連携を強化して取り組みます。



●設置場所：「持続可能な住宅地モデルプロジェクト」
(緑区十日市場町周辺地域)

●内 容：461基設置（平成30年度 136基、令和元年度 325基）

*スマートメーター：水量を目視で検針する従来型の水道メーターとは異なり、検針データを無線で送信できるなどの多機能型の水道メーター

(5) 水道の仕組み や経営状況等 を伝える広報

1,950万円
(690万円)

市民の皆様が水道事業に関心を持っていただけるよう、水道の仕組みや経営状況等をわかりやすくお伝えします。

- ・広報よこはま特別号
- ・市内専門学校の作成協力による広報冊子

・「水道・下水道使用料等のお知らせ」の裏面等



5 国内外における社会貢献

(1) 障害者施設等への発注促進 <一部再掲> 1,484万円 (1,421万円)

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、各種作業を障害者就労施設等に積極的に発注し、障害のある方の自立を支援します。

- 使用済み水道メーターの分解作業
- 印刷物等の封入袋の作成及び封入作業
- 敷地内除草作業 等

拡 (2) 市内中小企業振興と技術力向上支援

平成29年度における水道局の発注工事では、84%（254億円）を市内中小企業者が受注しており、これは市全体の工事における中小企業者への発注の22%を占めています。水道事業を共に支えるパートナーとして、引き続き次世代の担い手育成や技術力向上に向けた研修等を実施するとともに、市内企業の受注機会の増大や経営基盤の強化に取り組みます。

また、債務負担行為を活用することで、令和2年度当初に契約予定の工事を元年度に前倒して契約し、発注時期や施工時期の平準化に努めます。

- 平準化のための債務負担行為設定額 110億円

新 (3) ラグビーワールドカップ2019™・東京2020オリンピック・パラリンピックにおける良質な水道水のPR 300万円

世界の注目が集まるスポーツイベントが2年続けて開催されるため、「良質な横浜の水道水」を世界各国の人々にアピールする絶好の機会として活用します。イベント会場周辺等に臨時的「給水スポット」を設置し、横浜の水道水を飲んでいただく体験を提供することで、横浜の水道技術などをPRします。

(4) 国際貢献の推進と海外水ビジネス展開支援

2,883万円
(3,963万円)

長年培った技術とJICA事業等を通じて蓄積した経験を生かして、職員の派遣や海外研修員の受入を実施し、主にアジア・アフリカ地域の水道の課題解決や技術支援等の国際貢献に取り組みます。

これらの支援を通じて得られた信頼関係を基に築いたベトナム国フエ省水道公社との連携等により、横浜水ビジネス協議会会員企業の海外ビジネス展開を支援します。

また、世界各国の専門家が集い、水道に関する最新の知見や技術、課題を共有し、交流を深める水道技術国際シンポジウムを7年ぶりに横浜で開催します。

- 第11回水道技術国際シンポジウム [令和元年7月9日（火）～11日（木）]
(会議及び展示会 来場想定人数 約7,000人)



ラオスでの活動の様子

(5) 横浜ウォーター株式会社との連携推進

3億3,506万円
(2億7,523万円)

横浜ウォーター株式会社は、水道法の改正を踏まえ、国内の水道事業の課題解決に向け一層取り組みを進めるとともに、引き続きアジア・アフリカなど国外の課題を抱える地域で積極的に事業展開します。

水道局は、これまで培ってきた技術力・ノウハウや40年を超える国際協力の経験を生かして、横浜ウォーター株式会社の事業展開を支援します。



横浜ウォーター株式会社の取組状況

●国内外の水道事業の課題解決支援

- ・事業運営能力強化、*無収水対策や人材育成など
- ・海外の水道事業に関するコンサルティング業務
- ・経営計画や施設整備計画策定支援など国内水道事業者支援
- ・国内外の水道事業者等を対象とした研修業務
- ・水道事業におけるエネルギー供給事業

●本市からの受託業務

- ・給水装置工事審査等業務（2水道事務所）等

*無収水 漏水などにより料金徴収対象外となる水

6 持続可能な経営基盤

(1) 横浜市水道料金等在り方審議会の答申を踏まえた料金体系の在り方検討

2,400万円
(500万円)

水需要構造の変化や人口の減少等、料金収入の長期的な減収が見込まれる中、経営基盤の強化を図るため、平成28年度から料金体系の在り方の局内検討を進めています。30年度に開始した審議会での議論や答申を踏まえ、令和元年度中に本市にふさわしい料金体系の在り方を取りまとめます。

H28	H29	H30	R元	R2-R5
局内検討【更新事業費の縮減・平準化、財源調達方法、業務改革、水需要予測、水利用実態調査、財政収支見直し等】		審議会【8回開催、元年9月頃答申受領】 答申を踏まえ元年度内料金体系の在り方取りまとめ		次期中期経営計画

(2) AI活用に向けた技術検証

2,000万円
(2,000万円)

サービス向上や業務の効率化、将来の担い手確保を目的にAI（人工知能）技術の水道事業での活用を目指しています。平成30年度に実施した活用可能性調査によって絞り込んだ浄水場運転管理や水運用の各業務についてロードマップに基づき、令和元年度は基礎データを選定・収集するとともに、モデルケースによるテストなどの技術検証に取り組みます。

(3) 人材育成による組織力の向上

2,441万円
(2,441万円)

水道局を支えてきたベテラン職員の多くが退職する中、培ってきた技術・ノウハウを着実に次世代へ継承するため、マスターエンジニア等の局独自制度などを活用して中堅職員を育成します。

また経験の浅い職員については、採用後3年間の重点育成期間として早期育成に努めます。

さらに、水道事業特有の技術を実際に継承していくため、平成29年度から開始した水道技術職の採用を継続するとともに、長期的な育成計画や独自の昇任制度を検討します。

水道局独自の人材育成制度

制度名称	概要	認定者数
マスターエンジニア制度	専門分野ごとに高度な技術と指導力を有する職員を認定し、個別指導により技術継承を行う	94人
テクニカルエキスパート制度	高度な現場技能を有する職員を認定し、配管・漏水修理などに関する研修により技能継承を行う	15人
料金実務スペシャリストアドバイザー制度	優れた料金実務のスキルを有する職員を認定し、日常での料金実務や職場内研修などにより料金実務継承を行う	13人

※認定者数は平成31年4月末現在、在職職員

水道技術職の採用状況

	H29	H30	H31
受験者数	21人	27人	33人
合格者数	10人	10人	10人
採用者数	10人	8人	6人

(4) 業務改善の推進

10万円
(10万円)

お客さまサービスの向上や効率的な業務執行を目指し、日常的に改善活動に取り組みます。活動の成果は、水道研究や改善事例の発表を通じて局内外に情報発信し、組織の活性化や事業運営に役立てます。

《30年度水道研究発表》

- ・配水ポンプのエネルギー消費抑制の検討
- ・配水池の長寿命化対策 ほか

《30年度改善提案表彰事例》

- ・耐震管模型を使用したお客さま理解度促進
- ・課内共有情報確認のEラーニング対応 ほか

(5) 経費削減と財源確保

様々な視点から徹底した経費削減に取り組むとともに、未利用地の売却や長期貸付等により、水道料金収入以外の財源確保を図ります。

《経費削減》

経費削減 △6億6千万円		
主な内訳	管路更新工事費の削減（ダウンサイジング）	△4億2千万円
	職員数（再任用）の削減（△20人）	△8千万円

《財源確保》

財源確保 4億6千万円		
主な内訳	資産の有効活用（土地の売却・長期貸付等）	3億6千万円
	不用水道メーターの売却	4千万円

予算概況

ユーザー企業の生産施設の移転等による契約給水量の減量によって、料金収入は微減傾向が長期間続いています。一方で、工業用水道施設は事業開始から58年が経過し老朽化が進んでいることから、施設の更新・耐震化を着実に進めるとともに災害対応力を強化します。

また、将来にわたってユーザーの皆様へ安定給水できるよう、水道事業と連携して令和2年度からスタートする次期中期経営計画の策定を進めます。

(1) 工業用水道料金収入

超過使用水量の増加傾向や消費増税、うるう年の影響を踏まえ、平成30年度予算の28億5千万円に比べ、4千万円増収（消費税抜きでは1千万円の増収）となる28億9千万円を計上しています。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

工業用水道は、漏水事故により断水が発生すると、市域に管網が張り巡らされた上水道とは異なり、他の系統からの融通ができないため、産業や市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

このため、アセットマネジメントの考え方に基づく施設の適正な維持保全を図るとともに、老朽管等の計画的な更新・耐震化を推進するほか、応援給水施設の整備を進めます。

これらの取組を進めるため、30年度に比べ7億1千万円増の23億5千万円の*施設等整備費を確保しています。

*施設等整備費：修繕費等（収益的支出）と建設改良費（資本的支出）の合計

(3) 経費の削減と財源の確保

徹底した経費削減に取り組むとともに、引き続き工業用以外の用途も含めた新規ユーザーの開拓や未利用地の貸付等により財源の確保を図ります。

また、建設改良費の財源として国庫補助金の確保に努めます。

(4) 純損益、累積資金残額と企業債残高

負担金等物件費の増加等に伴い、当年度純損益は、30年度に比べ1億1千万円減の4億2千万円を計上しています。

累積資金残額は、純利益の減等に伴い30年度に比べ8億5千万円減の29億7千万円を見込んでいます。また、企業債残高は、30年度に比べ4千万円減の27億4千万円となる見込みです。

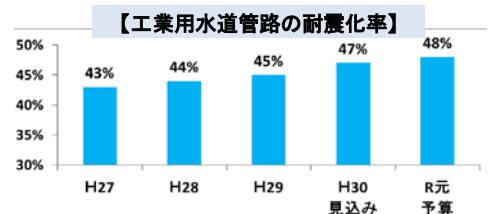
主要事業

1 施設の更新・耐震化

22億3,300万円
(15億6,900万円)

漏水・破裂等が発生する恐れのある老朽管を対象に、計画的に耐震化を図るとともに、老朽化した電気機械設備などの更新を進め安定給水を確保します。

令和元年度は、管路総延長約90kmのうち1.4kmを更新することにより、耐震化率は48%に向上します。

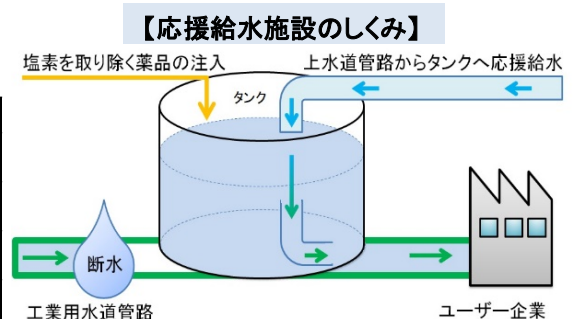


2 応援給水施設の整備

1億2,000万円

災害等で断水事故が発生した場合にもユーザー企業に給水できるようにするため、上水道等から応援給水を受ける施設を増設（磯子）し、バックアップ体制を強化します。

既設応援給水設備	給水区域
東寺尾	京浜臨海部(鶴見、神奈川) 都心臨海部(西、保土ヶ谷)
日野	根岸湾臨海部(中、磯子)
戸塚	戸塚内陸部(戸塚、栄)
川崎市工業用水緊急時連絡管	京浜臨海部(鶴見、神奈川)



【業務の予定量】

区 分	令和元年度	平成30年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	67か所	67か所	0か所	0.0
1日当たり契約給水量	256,700m ³	259,200m ³	△ 2,500m ³	△ 1.0
職員数	28人	28人	0人	0.0

※「職員数」は、再任用職員を含む常勤職員の見込み人数

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	令和元年度当初予算	平成30年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	3,135	3,070	65	2.1
うち工業用水道料金	2,887	2,848	39	1.4
収益的支出	2,544	2,438	106	4.3
うち人件費	252	239	13	5.5
うち物件費等	1,387	1,256	131	10.4
うち支払利息等	48	55	△ 7	△ 12.3
差 引	591	632	△ 41	—
当年度純損益	425	534	△ 109	—
資本的収入	396	184	212	115.2
うち企業債	213	83	130	156.6
資本的支出	2,496	1,836	660	36.0
うち建設改良費	2,233	1,569	664	42.3
うち企業債償還金	258	262	△ 4	△ 1.5
差 引	△ 2,100	△ 1,652	△ 448	—
当年度資金収支	△ 855	△ 356	△ 499	—
累積資金残額	2,968	3,823	△ 855	—
企業債残高	2,740	2,784	△ 44	—

注(1) 平成30年度当初予算の累積資金残額及び企業債残高は、29年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。

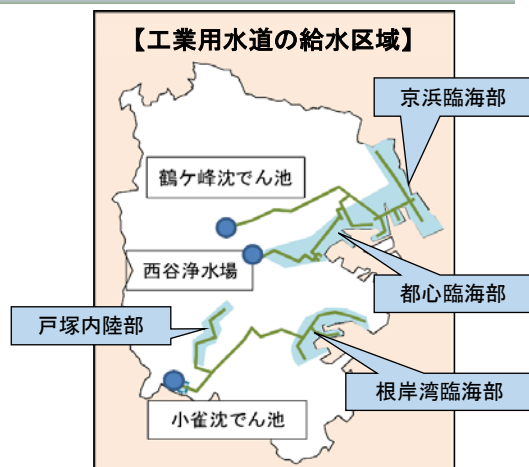
コラム

横浜の産業と市民生活を支える工業用水道

工業用水は、家庭で使われる水道水に比べ、ろ過や塩素消毒を行わない簡易な浄水処理のため、料金が安価であり、多くの水を使用する製造業やエネルギー産業などの工場では必要不可欠です。

また、工業用水道は、漏水事故により断水が発生すると、市域に管網が張り巡らされた上水道とは異なり、他の系統からの融通ができないため、産業や市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

これらのことから、ユーザー企業と連携を深めながら、計画的に施設を更新・耐震化し、横浜の産業振興や市民生活を支えます。



資料1

令和元年度水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

(税込)

(単位：千円，%)

区 分	令和元年度当初予算		平成30年度当初予算		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
収 入	水道料金	70,283,167	81.1	68,930,167	80.9	1,353,000	2.0
	水道利用加入金	1,768,035	2.0	1,932,741	2.2	△164,706	△8.5
	他会計繰入金	5,356,156	6.2	5,327,657	6.2	28,499	0.5
	浄水受託収益	1,718,425	2.0	1,698,805	2.0	19,620	1.2
	その他の他	2,334,424	2.7	2,121,093	2.5	213,331	10.1
	長期前受金戻入	5,153,639	6.0	5,245,801	6.2	△92,162	△1.8
	計	86,613,846	100.0	85,256,264	100.0	1,357,582	1.6
支 出	人件費	11,598,533	14.6	11,410,194	14.8	188,339	1.7
	(うち退職給付費)	770,917	1.0	541,484	0.7	229,433	42.4
	物件費等	26,017,907	32.7	24,390,485	31.5	1,627,422	6.7
	動力費	2,600,770	3.3	2,381,935	3.0	218,835	9.2
	薬品費	744,321	0.9	675,563	0.8	68,758	10.2
	修繕費等	10,251,316	12.9	9,870,533	12.8	380,783	3.9
	委託料	7,099,947	8.9	6,313,592	8.2	786,355	12.5
	その他の他	5,321,553	6.7	5,148,862	6.7	172,691	3.4
	企業団受水費	16,639,491	21.0	16,403,802	21.3	235,689	1.4
	企業団補助金	1,000	0.0	8,000	0.1	△7,000	△87.5
	減価償却費等	22,271,256	28.1	21,755,216	28.2	516,040	2.4
	支払利息等	2,721,669	3.4	2,970,363	3.9	△248,694	△8.4
	特別損失	35,000	0.1	35,000	0.1	0	0.0
	予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
計	79,334,856	100.0	77,023,060	100.0	2,311,796	3.0	
収益的収支差引	7,278,990	—	8,233,204	—	△954,214	—	
消費税等調整額	1,918,312	—	1,748,589	—	169,723	—	
純損益	5,360,678	—	6,484,615	—	△1,123,937	—	
資 本 的 収 入	企業債	11,642,000	83.6	11,797,000	82.6	△155,000	△1.3
	一般会計出資金	610,000	4.4	557,000	3.9	53,000	9.5
	工事負担金等	1,454,825	10.4	1,721,422	12.1	△266,597	△15.5
	国庫補助金	213,275	1.5	190,997	1.3	22,278	11.7
	その他の他	9,715	0.1	16,716	0.1	△7,001	△41.9
	計	13,929,815	100.0	14,283,135	100.0	△353,320	△2.5
	資本的収支差引	△25,717,626	—	△25,764,220	—	46,594	—
資 本 的 収 支	建設改良費	26,642,130	67.2	26,959,170	67.3	△317,040	△1.2
	基幹施設整備事業費	6,089,000	15.4	6,585,000	16.4	△496,000	△7.5
	配水管整備事業費	18,250,000	46.0	18,143,000	45.3	107,000	0.6
	その他建設改良費	2,303,130	5.8	2,231,170	5.6	71,960	3.2
	企業債償還金	12,865,035	32.4	12,861,979	32.1	3,056	0.0
	投資	109,276	0.3	195,206	0.5	△85,930	△44.0
	予備費等	31,000	0.1	31,000	0.1	0	0.0
計	39,647,441	100.0	40,047,355	100.0	△399,914	△1.0	
資本的収支差引	△25,717,626	—	△25,764,220	—	46,594	—	
資 金 収 支	純損益	5,360,678	—	6,484,615	—	△1,123,937	—
	消費税等調整額	1,918,312	—	1,748,589	—	169,723	—
	当年度分損益勘定留保資金	注(1) 17,888,534	—	注(2) 17,050,899	—	837,635	—
	資本的収支差引	△25,717,626	—	△25,764,220	—	46,594	—
	退職手当支給額	△770,885	—	△696,997	—	△73,888	—
	計(当年度資金収支)	△1,320,987	—	△1,177,114	—	△143,873	—
前年度末資金残額	19,290,734	—	注(3) 20,467,848	—	△1,177,114	—	
累積資金残額	注(4) 17,969,747	—	19,290,734	—	△1,320,987	—	

注(1) 令和元年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,153,639千円、退職給付費770,917千円を含む

注(2) 平成30年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,245,801千円、退職給付費541,484千円を含む

注(3) 平成30年度予算の前年度末資金残額は、平成29年度決算の資金残額

注(4) 累積資金残額(建設改良積立金)は、決算議案の認定及び利益処分議案可決後の金額で、今後、多額の費用が必要となる西谷浄水場の再整備や管路等の更新・耐震化などに活用していきます。

企業債残高	155,380,195	—	注(5) 156,603,230	—	△1,223,035	—
-------	-------------	---	------------------	---	------------	---

注(5) 平成29年度決算を反映した後の企業債残高見込額

資料2

令和元年度工業用水道事業会計予算概要表(対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円, %)

区 分		令和元年度当初予算		平成30年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
收 入	工 業 用 水 道 料 金	2,886,793	92.1	2,847,723	92.8	39,070	1.4	
	長 期 前 受 金 戻 入	191,542	6.1	208,409	6.8	△ 16,867	△ 8.1	
	そ の 他	56,598	1.8	13,664	0.4	42,934	314.2	
	計	3,134,933	100.0	3,069,796	100.0	65,137	2.1	
	支 出	人 件 費	252,305	9.9	239,163	9.8	13,142	5.5
		(うち退職給付費)	20,951	0.8	14,364	0.6	6,587	45.9
		物 件 費 等	1,387,050	54.5	1,256,325	51.6	130,725	10.4
		負 担 金	1,122,418	44.1	1,009,075	41.4	113,343	11.2
		修 繕 費 等	114,100	4.5	71,850	2.9	42,250	58.8
		そ の 他	150,532	5.9	175,400	7.3	△ 24,868	△ 14.2
		減 価 償 却 費 等	839,771	33.0	871,064	35.7	△ 31,293	△ 3.6
		支 払 利 息 等	48,001	1.9	54,760	2.2	△ 6,759	△ 12.3
		特 別 損 失	10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0
予 備 費		7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
計	2,544,127	100.0	2,438,312	100.0	105,815	4.3		
收 益 的 収 支 差 引	590,806	—	631,484	—	△ 40,678	—		
消 費 税 等 調 整 額	166,280	—	97,515	—	68,765	—		
純 損 益	424,526	—	533,969	—	△ 109,443	—		
資 本 的 収 入	企 業 債	213,000	53.9	83,000	45.0	130,000	156.6	
	国 庫 補 助 金	112,500	28.4	20,200	11.0	92,300	456.9	
	工 事 負 担 金	70,000	17.7	81,000	44.0	△ 11,000	△ 13.6	
	そ の 他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	計	395,500	100.0	184,200	100.0	211,300	114.7	
	資 本 的 収 支 差 引	△ 2,100,376	—	△ 1,651,506	—	△ 448,870	—	
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	2,233,186	89.5	1,569,164	85.5	664,022	42.3	
	工業用水道施設整備事業費	1,893,979	75.9	1,301,306	70.8	592,673	45.5	
	そ の 他 建 設 改 良 費	339,207	13.6	267,858	14.7	71,349	26.6	
	企 業 債 償 還 金	257,690	10.3	261,542	14.2	△ 3,852	△ 1.5	
	予 備 費 等	5,000	0.2	5,000	0.3	0	0.0	
	計	2,495,876	100.0	1,835,706	100.0	660,170	36.0	
資 金 収 入	純 損 益	424,526	—	533,969	—	△ 109,443	—	
消 費 税 等 調 整 額	166,280	—	97,515	—	68,765	—		
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	注(1) 669,180	—	注(2) 677,019	—	△ 7,839	—		
資 本 的 収 支 差 引	△ 2,100,376	—	△ 1,651,506	—	△ 448,870	—		
退 職 手 当 支 給 額	△ 14,928	—	△ 13,445	—	△ 1,483	—		
計(当年度資金収支)	△ 855,318	—	△ 356,448	—	△ 498,870	—		
前 年 度 末 資 金 残 額	3,823,115	—	注(3) 4,179,563	—	△ 356,448	—		
累 積 資 金 残 額	2,967,797	—	3,823,115	—	△ 855,318	—		

注(1) 令和元年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△191,542千円、退職給付費20,951千円を含む

注(2) 平成30年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△208,409千円、退職給付費14,364千円を含む

注(3) 平成30年度当初予算の前年度末資金残額は、平成29年度決算の累積資金残額

企 業 債 残 高	2,739,642	—	注(4) 2,784,332	—	△ 44,690	△ 1.6
-----------	-----------	---	----------------	---	----------	-------

注(4) 平成29年度決算を反映した後の企業債残高見込額

資料3

■財政見通し（平成28年度～31年度）＜水道事業会計＞

本財政見通しは、中期経営計画（平成28年度～31年度）の財政収支計画に平成27～29年度は決算、平成30年度・令和元年度は予算を反映したものです。
その結果、元年度末の累積資金残額は180億円になる見込みです。

〔単位：億円〕

区 分		27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度 (決算)	30年度 (当初予算)	元年度 (当初予算)
収益的 収支	収益的収入	880	872	879	853	866
	水道料金	702	697	699	689	703
	その他	178	175	180	164	163
	収益的支出	753	740	759	770	793
	維持管理費	507	495	506	522	543
	うち人件費	112	116	116	114	116
	減価償却費等	211	212	222	218	223
	支払利息等	35	33	31	30	27
	当年度純損益(税抜)	111	117	103	65	54
資本的 収支	資本的収入	98	86	109	114	112
	企業債	79	67	88	89	89
	その他	18	19	21	25	23
	資本的支出	382	359	398	371	369
	建設改良費	261	256	260	270	267
	企業債償還金	116	99	135	100	101
	その他	5	4	3	2	1
	資本的収支差引	△284	△273	△289	△258	△257
資金 収支	損益勘定留保資金	159	166	176	171	179
	その他	115	122	112	75	65
資金収支		△10	15	△1	△12	△13
累積資金残額 〈中期経営計画〉		190 〈162〉	205 〈150〉	205 〈121〉	193 〈78〉	180 〈32〉
企業債残高		1,655 〈1,673〉	1,623 〈1,665〉	1,576 〈1,652〉	1,566 〈1,643〉	1,554 〈1,638〉

※各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。

※28年度、29年度の繰越工事は原年度に繰り戻しています。

※30年度予算の累積資金残額と企業債残高は、29年度決算を反映した後の額です。



横浜市水道局キャラクター
はまビオン

SINCE 1887